

## グループ 4. その他の取組み（最大 3 項目・最低 1 項目選択）

### 4 - (1). 健康起因事故防止に向けた取組の実施（1 点）



判断方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 健康起因事故防止に向けた取組みのうち、評価項目 3 - (2) 以外の多様な取組みについて評価します。</li> <li>◆ 評価項目 3 - (2) のうち判断基準の人数に満たないものについて評価します。</li> </ul>
判断基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 健康起因事故防止に関する取組みとして、①に加え、②または③をともに満たしている状況が確認できれば加点の対象とします。             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 過去 1 年間（2025 年 7 月 2 日～ 2026 年 7 月 1 日）における取組みであるもの</li> <li>② 自主性、積極性、独創性、先進性等が認められるもの</li> <li>③ 一過性の取組みではなく、継続的な取組み、若しくは定期的な取組みであるもの</li> </ul> </li> </ul>

以下の取組例①～⑦について、それぞれの基準に従って書類を添付してください。

※取組例に記載のないものでも、健康起因事故防止に向けた継続的な取組であることが確認できれば、加点の対象となる場合があります。



「トラック運送事業者のための健康起因事故防止マニュアル」（全日本トラック協会）

[https://jta.or.jp/member/rodo/jikoboushi\\_manual2026.html](https://jta.or.jp/member/rodo/jikoboushi_manual2026.html)

## 取組例及び、それぞれの判断基準、提出書類、確認内容

### ① 健康観察

#### ■ ドライバーの血圧、及び体温の管理等の健康観察

##### ● 判断基準

過去 1 年間（2025 年 7 月 2 日～ 2026 年 7 月 1 日）における、選任運転者 3 割以上に対しての、概ね 2 週間分程度の記録（休日や測定できない日があっても構いません）

##### ● 提出書類

体温及び血圧の測定記録（両方必要。血圧は上下ともに必要）

##### ● 確認内容

（ア）氏名 （イ）実施年月日 （ウ）体温及び血圧の記録

#### <注意事項>

- ・対象者については、カラーマーカーをつけ、役職員名簿の右欄 4 - (1) にチェックしてください。
- ・記録形式については、一覧表でも個別記録の形式でも構いません（点呼記録簿への記載も可）。
- ・業務の都合で測定していない日があっても構いません、また全員が同日である必要はありません。  
※ただし継続的に実施していることが確認できるような書類を添付してください。
- ・体温のみ、または血圧のみの記録では加点となりません。
- ・血圧等の測定器の写真のみの添付では加点となりません。

<個別の記録表 (例) >

(イ) 実施年月日 (西暦、和暦  
どちらでも構いません)  
※概ね2週間分

氏名	鈴木 太郎	
年月日	体温	血圧
2026年6月1日	休	休
2026年6月2日	36.4	115/70
2026年6月3日	36.7	115/71
2026年6月4日	36.6	116/71
2026年6月5日	36.7	118/73
2026年6月6日	36.8	114/71
2026年6月7日	休	休
2026年6月8日	休	休
2026年6月9日	36.4	114/78
2026年6月10日	36.5	115/71
2026年6月11日	36.8	116/71
2026年6月12日	36.4	118/73
2026年6月13日	36.5	114/71
2026年6月14日	36.8	116/71

(ア) 氏名 (選任運転者)  
※カラーマーカーをつけ、  
役職員名簿にチェック

(ウ) 体温及び血圧 (上下)

(イ) 実施年月日 (西暦、和暦  
どちらでも構いません)  
※概ね2週間分

<一覧表 (例) >

健康管理表

氏名/年月日	2026年6月1日	2026年6月2日	2026年6月3日	2026年6月4日	2026年6月5日	2026年6月6日	2026年6月7日	2026年6月8日	2026年6月9日	2026年6月13日	2026年6月14日
鈴木 太郎	体温	休	36.4	36.7	36.6	36.7	36.8	休	休	36.4	36.8
	血圧	休	115/70	115/71	116/71	118/73	114/71	休	休	114/78	115/71
佐藤 一郎	体温	36.7	36.7	36.7	36.7	休	36.4	36.5	休	休	36.8
	血圧	115/70	113/71	115/72	114/73	休	115/70	115/71	休	休	116/71

(ア) 氏名 (選任運転者)  
※カラーマーカーをつけ役職員名簿にチェック

(ウ) 体温及び血圧 (上下)

② 健康起因事故防止に係る様々な検査

■グループ3-(2) で対象とならない簡易な脳や心臓の疾患等を把握することのできる検査 (血液による検査など)

■グループ3-(2) 「健康診断フォローアップ・脳検査・携帯型心電計・SAS 検査」の人数不足のもの

■視野障害に関する検査 (眼底検査、眼圧検査、視野検査等)

■その他健康起因事故防止につながる検査

●判断基準

過去1年間 (2025年7月2日～2026年7月1日) において、選任運転者に対して検査を行っていること (人数不問)

●提出書類

各検査の結果書類、または検査を行ったことがわかる書類 (検査・医療機関の領収書など)

●確認内容

(ア) 受診者氏名 (イ) 実施年月日 (ウ) 検査の種類 (エ) 検査の実施機関

### <注意事項>

★グループ3-(2)で対象とならない検査や、グループ3-(2)で人数が満たない場合は、こちらの項目で提出できます。

- ・対象者については役職員名簿にチェックしてください（人数規定はありません）。
- ・その他健康起因事故防止につながる検査については、具体的な検査の内容がわかる資料を添付してください。
- ・社内独自でSASの簡易検査等の機器を購入・レンタルしている場合は、その領収書や機器のカタログを添付してください。
- ・健康診断のオプションとしてその他の検査を受診している場合は、健診結果とあわせて、案内や申込書等を添付してください。（対象の検査にカラーマーカー）

## ③ 健康に関する情報の展開

■社内報等による食事や健康に関する記事の連載

■協会けんぽや健康保険組合等の外部機関が発行している情報誌等の選任運転者等への展開

### ●判断基準

過去1年間（2025年7月2日～2026年7月1日）において、2回以上、社内報などに食事・睡眠など健康に関する記事を掲載していること。

### ●提出書類

社内報の表紙と食事・睡眠など健康の記事が掲載されているページ（2回分以上を添付してください。発行年月日がわかるページも添付してください）

※申請営業所内に掲示して周知を図っている場合は、掲示状況と記事の内容が確認できる写真等を添付してください。（不鮮明で内容が確認できない場合は、加点とならない場合があります。掲示期間については、提出書類に記入（手書き可）してください）

### ●確認内容

（ア）記事内容 （イ）発行年月日（掲示期間） （ウ）展開の方法（配布、掲示、Web、メールマガジン等）

### <注意事項>

・食事や睡眠など健康に関する記事を掲載していることを確認します。

例：禁煙・生活習慣病予防・熱中症予防・腰痛防止・食生活・睡眠の質・健康法など

※健康に関係する内容が読み取れない場合は、加点とならない場合があります。

※社内報がWebの場合は、対象となる記事の掲載年月日が明確にわかるように印刷し、添付してください。

・提出資料上で年月日の確認が難しい場合は、発行年月日や掲示期間等が分かるように記入（手書き可）してください。

・展開の方法については紙面でもWeb上でも構いません。（提出資料は紙に印刷したものを添付）

<社内報(例)> ※2回分以上



(イ) 発行年月日  
(西暦、和暦どちらでも構いません)

(ア) 記事内容  
(健康起因事故防止に繋がる内容)

(ウ) 展開の方法  
※社内報、メール展開などが分かるように。

④ 運動促進に係る取組

- 営業所内にトレーニングルームや運動器具等を設置
- 福利厚生としてスポーツジムと契約・利用
- 社内で運動に関するイベントを実施、または運動に関する外部のイベントへの参加

●判断基準

過去1年間(2025年7月2日~2026年7月1日)において取組を行っていること

●提出書類

- ・社内運動器具等の設置: 設備の写真や案内等、申請営業所内での設置状況がわかる書類
  - ・外部運動施設の利用: ドライバーが利用するために、事業者がスポーツ施設等と契約をしている状況がわかる書類(契約書など)
  - ・運動のイベント等への参加: 実施内容及び参加実績がわかる書類(案内及び報告等)
  - ・日常的な運動: 事業者が主体として実施した内容がわかる資料、及び実施の状況(写真・記録など)
- ※年月日から複数回分の実施の実績がわかる書類を添付してください。

●確認内容

(ア) 具体的な実施内容 (イ) 実施年月日

<注意事項>

- ・設備や福利厚生については基準日2026年7月1日現在で有効であることがわかる必要があります。
- ※年月日等が明記された書類がない場合は、提出書類に記入(手書き可)してください。

⑤ 健康に関する外部の認証制度等

- 経済産業省による「健康経営優良法人」の認定取得
- 協会けんぽや健康保険組合等が実施する「健康宣言」等への参加

●判断基準

基準日(2026年7月1日)現在も有効であること、またはその取組を継続して行っていること

●提出書類

認定書や宣言書のコピーまたは写真

## ●確認内容

(ア) 申請営業所の取組であること (イ) 基準日現在の取組であること

### <注意事項>

- ・書類に申請営業所名の記載がない場合（事業者名のみ）は自認してください。（手書き可）
- ・「健康宣言」の宣言日が、基準日より大きく遡る場合は、現在も取組がある旨を自認してください。（手書き可）

#### <健康宣言書（例）>

健康宣言書	
宣言日：2024年〇月〇日	
〇〇株式会社	
目標	
1～	
2～	
3～	
〇〇保険組合 〇〇支部	

宣言・認定の名称

年月日（西暦、和暦どちらでも構いません）  
※大きく遡る日付の場合は、現在も取組  
中である旨を自認

申請事業者名・事業所（営業所）名  
※事業所名の記載がない場合は自認  
（手書き可）してください。

取組の期間がない場合は、現在も  
取組があることを自認（手書き可）  
してください。

## ⑥ 健康起因事故防止の意識向上に向けた取組

- 健康起因事故防止に係る内容をテーマとした教育会や会議、ミーティング等の定期的な実施
- 健康起因事故防止に係る内容をテーマとした外部の研修会等への参加
- 定期的な栄養指導・健康に関する指導の実施

### ●判断基準

過去1年間（2025年7月2日～2026年7月1日）において、健康起因事故防止をテーマとした会議や研修会等を自社内で2回以上実施していること。または外部の会議や研修、イベント等に1回以上参加していること。

### ●提出書類

自社内：会議や教育の実施記録、及び実施内容がわかる資料や議事概要等

外部：受講や参加したことがわかる書類（修了証、受講記録など）、及び実施内容がわかる資料や実施概要等（開催案内等でも可）

### ●確認内容

(ア) 取組の内容 (イ) 実施(受講)年月日 (ウ) 参加者 (エ) 申請事業所(営業所)名

### <注意事項>

- ・対象者は役職員名簿に記載をしてください（人数規定はありません）。  
複数回について参加者が同一である必要はありません。
- ・資料等から健康起因事故防止に係る内容が確認できない場合は加点とならない場合があります。
- ・資料については、健康起因事故防止に係る内容を添付し、マーカーを付してください。  
※量が多くなる場合は一部で構いません。
- ・法的義務のある研修の資料は加点とならない場合があります。
- ・グループ1やグループ2のいずれかの項目ですでに評価したものは無効となります。  
※外部の研修について1回分の取組についてはグループ1-(2)で評価する内容になります。

<会議の議事概要（例）>

健康ミーティング 議事概要			
会社名・営業所名	桜運送(株) 新宿営業所		
開催年月日	令和●年●月●日		
開催場所	新宿営業所 会議室		
参加者名簿	桜 一郎	新宿 太郎	●●●●
	●●●●		
議題：熱中症に気をつけよう			
主な意見：			
・しっかり睡眠をとる ・質の良い睡眠をとる			
・ムリをしない ・こまめに水分補給をする			
・塩分補給をする（塩あめの携行）			

(エ) 申請事業所（営業所）名

(イ) 開催年月日（西暦、和暦  
どちらでも構いません）

(ウ) 参加者「氏名」を記載。  
※カラーマーカーをつけ、役  
職員名簿にチェック

(ア) 取組内容  
健康に関する内容

## ⑦ その他、健康起因事故防止に向けた継続的な取組

### ■熱中症対策や腰痛予防等の実践的な取組など

#### ●判断基準

基準日（2026年7月1日）現在行っている、健康起因事故防止に向けた取組

#### ●提出書類

取組がわかる資料や写真

#### ●確認内容

以下の例（a）、（b）はそれぞれ（ア）、（イ）、及び（c）は（ア）の提出書類により申請事業所（営業所）の取組であること、基準日現在の取組であること、法令義務を上回る内容であることを確認します。

例：熱中症対策の取組例

(a) 空調服の配布…（ア）購入時の領収書等、及び（イ）着用写真等

(b) ペットボトル飲料や塩あめ等の配布…（ア）写真等、及び（イ）領収書・案内等（日付が確認できること）

(c) 熱中症対策にかかる会議・勉強会…（ア）対象期間内に2回以上実施したものがわかる書類等

※熱中症対策において、「体制整備」、「手順作成」、及びその「関係者への周知」については、労働安全衛生規則にて義務づけられている内容のため加点の対象とはなりません。

## 対象外

- 法律で義務付けられているもの（定期健康診断や従業員50人以上事業所のストレスチェック等）
- 具体的な取組内容がわからないもの
- 取組が継続的・定期的であるとわからないもの（具体例①、③、⑥）
- 各内容の判断基準に適合しないもの
- ガン検査、ガン予防に関するもの（健康起因事故防止には当たらないため）